

児童扶養手当を受給している
または同等の所得水準にある
ひとり親家庭の方が対象となります。

ひとり親家庭のための 自立支援のご案内

1. 母子・父子自立支援プログラム

よりよい仕事につきたい方、職業訓練を希望される方に、面接により希望や経験などを伺った上で、ハローワークと連携して就業を支援します。

2. 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

就業に必要な教育訓練講座(例えばヘルパー資格、宅建の資格など指定された講座)を受講した場合に、受講終了後に受講料の6割相当額(上限200,000円 下限12,001円)を支給します。

- * 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座などが対象講座となります。
- * 支給を希望する方は教育訓練講座が開講するおおよそ2ヶ月前をめどに、早めにご相談ください。

3. 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

就業に有利な資格⁽¹⁾の取得を促進し、生活の負担軽減のため、受講する一定期間⁽²⁾について、高等職業訓練促進給付金を支給します。

- 1 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生師、調理師 など
- 2 就業期間中の全期間(上限4年^{**})で、給付が認められた月からの支給となります。
**...4年以上の課程の履修が必要となる資格の取得を目指す場合に限りです。

4. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していない(中退を含む)母子家庭のお母さんと父子家庭のお父さん又はお子さん(39歳未満に限る)が、よりよい条件での就業や転職へつなげるために、高等学校卒業程度認定試験(以下、「高卒認定試験」)の合格を目指し講座を受講した場合、受講修了後及び高卒認定試験全科目合格後に講座の受講費の一部を交付し、学びなおしを支援する制度です。

- * 支給を受けるためには、受講前から手続きを行う必要があります。早めにご相談ください。



二次元コード

各事業のくわしいご案内は、区のホームページもご覧ください。

相談・申請窓口

各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 子ども家庭支援センター

- * お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援センターが窓口です。

世田谷	世田谷 4-22-33 第3庁舎内	電話 5432 - 2915 / FAX 5432 - 3034
北沢	北沢 2-8-18 北沢タウンホール内	電話 6804 - 7525 / FAX 6804 - 9044
玉川	等々力 3 4 1 玉川総合支所内	電話 3702 - 1189 / FAX 3702 - 1336
砧	成城 6-2-1 砧総合支所内	電話 3482 - 1344 / FAX 6277 - 9721
烏山	南烏山 6-22-14 烏山総合支所内	電話 3326 - 6155 / FAX 3308 - 3036



「すくすくサポート・プロジェクト」ロゴマーク